

隠岐の島町
循環型社会形成推進地域計画
(二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金)

隠 岐 の 島 町

平成30年11月 作成

令和1年12月 変更

令和2年12月 変更

令和3年12月 変更

(目 次)

1	循環型社会形成推進地域計画	1
1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
3	施策の内容	4
4	計画のフォローアップと事後評価	10
	添付資料	
	・対象地域図	12
	・目標の設定に関するグラフ等	13
	・現有処理施設の概要	16
2	様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	17
	添付資料	
	・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	20
	・施設の現況と予定	21
	・施設周辺のハザードマップ	22
3	様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成30年度）	23
4	参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	24
5	参考資料様式7 計画支援概要	25

隠岐の島町循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	隠岐の島町
面積	242.82 km ²
人口	14,337 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

対象地域である隠岐の島町（以下、「本町」という。）は、島根半島の北東約 80km の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島であり、面積は、242.82km²である。また、北西約 158km には竹島があり、隠岐の島町に属している。

本町は、近年、人口減少及び少子高齢化が進み、今後も人口減少していくことが見込まれるため、ごみの総排出量は減少していくことが想定される。

現在、本町で発生したごみは、平成 5 年 4 月に竣工した島後清掃センター（以下、「本施設」という。）で適正に処理しているが、本施設は竣工から約 25 年が経過し、経年的な老朽化が進行している。また、既設の最終処分場の残余容量がひっ迫しており、早急に施設整備の方向性を検討することが必要となったため、本町では、平成 29 年度に「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定し、施設整備の方向性を「施設の延命化」に決定した。そのため、現在、本町では、基幹的設備改良工事の実施に向けて、検討を進めているところである。

今後、本町では、発生するごみをさらに減少させるため、平成 30 年 3 月に実施したごみアンケート及び関係機関等の議論を踏まえ、ごみ減量化施策の検討を進め、行政・町民・事業者の協働による持続可能な循環型社会を形成していくものである。

(4) 広域処理の検討状況

本町は、平成 16 年 10 月に西郷町、五箇村、都万村、布施村の 4 町村が合併して誕生した町である。本町の近隣には、西ノ島町、海士町及び知夫村があるが、どの町村とも島が分かれており、経済性及び実現性の観点から、現時点では、さらなる広域化（広域処理）は検討していないが、災害発生時においては、迅速かつ的確に発生した廃棄物を処理することが必要であるため、今後、近隣の市町村や民間事業所等と連携し、円滑なごみ処理が図れるよう検討していく。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和6年度)
排出量	事業系	総排出量	1,511 トン (-1.1 %)
		1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.41 トン/事業所 (-1.4 %)
	生活系	総排出量	5,787 トン (-11.4 %)
		1人当たりの排出量 ^{※3}	379.87 kg/人 (-1.2 %)
合計	事業系生活系排出量合計	7,298 トン (-9.3 %)	
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0 %)	0 トン (0.0 %)
	総資源化量	447 トン (6.1 %)	435 トン (6.5 %)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	1,285 トン (17.6 %)	1,166 トン (17.6 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

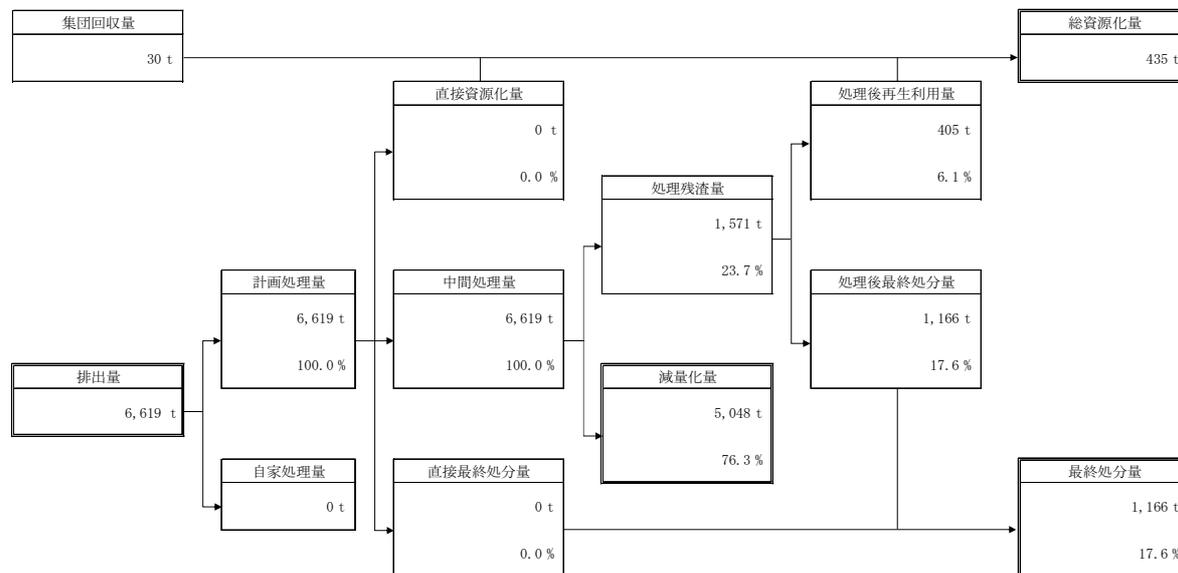
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和6年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備

廃棄物の減量等を促進するためには、「町民」「行政」「事業者」が一体となり関わっていくことが重要であるため、住民や事業者が加わり、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図り各種施策を推進していく。また、各団体や関係機関と幅広く連携を図り、減量化を推進していく。

イ ごみ処理手数料負担の検討

本町では、ごみ排出量（生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量）のうち、直接搬入ごみ量が全体の約69%を占めている。これは町民が定期収集を利用するのではなく、本施設に直接搬入した方が割安だと感じていることが要因の一つであると考えられ、好きなときに好きなだけごみを持ち込めるため、減量意識・リサイクル意識が働きにくくなっている。

本町として、ごみの減量化を推進していくためには、排出者個々の意識を変えることが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは有効な施策だと考えられる。

このことから、今後、現行制度を検証し、ごみの減量化に向けた有料ごみ専用袋制度や料金改定等を検討していく。

ウ 広報・啓発活動の推進

町民、事業者のごみ問題に対する認知度や意識を高め、ごみの排出抑制・再資源化ならびに排出マナーの向上のために、広報・啓発活動を推進していく。また、広報誌や説明会等を通じて、新たな収集制度や料金体系についての周知を細かく行っていく。

エ 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

行政と消費者（町民、事業者）が一体となって、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制に取り組む。

オ 行政等における排出抑制

役場など公共施設から排出されるごみの抑制を図るため、紙類等の減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、再生資源等の使用に努める。

カ 生ごみの減量化

生ごみの減量化を推進するため、排出する際の水切りや、計画的な食品の購入を促すことで、賞味期限内に使い切るように働きかけるとともに料理の分量を工夫し、残さず食事するよう、食品ロスの低減を図っていく。また、生ごみの堆肥化による自家処理も有効な施策であるため、今後、検討していく。

キ 事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみは排出される事業所が責任を持って適正処理することになっているため、事業活動から排出されたごみの適正処理や減量化の意識啓発を図り、排出抑制対策を要請していく。

ク マイバック運動（レジ袋の削減）

レジ袋の削減のため、町民・事業所と協働して、マイバック運動（買い物袋の持参運動）等を推進していく。

ケ 環境教育の推進

ごみ問題やごみ処理体系に関する関心を高め、ごみ問題の解決のためには町民一人ひとりが主体的に関わる必要があるという意識をもち、また、それを実行に移してもらうため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などを積極的に開催していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本町の分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

本町では、現在、可燃ごみは、島後清掃センターで焼却処理している。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理、処分を行う。

また、事業活動から排出されたごみの適正処理や減量化の意識啓発を図り、排出抑制対策を要請していく。

ウ 資源ごみ分別体制の推進

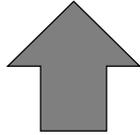
ごみの再資源化を推進するため、排出者（町民、事業者）に対して、資源ごみの分別徹底の啓発等により、分別促進を図っていく。また、効率的かつ排出者にとって出しやすい分別収集の仕組みを検討していく。

エ 容器等店頭回収の促進

スーパー、商店等において、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を促進させるとともに、町民に対しても店頭回収に協力するよう求めていく。

表 2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (平成29年度)				今後 (令和6年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
可燃ごみ	焼却	島後清掃センター	6,006	可燃ごみ	焼却	島後清掃センター	5,452
不燃ごみ	破碎・選別・圧縮	島後リサイクルセンター	929	不燃ごみ	破碎・選別・圧縮	島後リサイクルセンター	837
資源ごみ			274	資源ごみ			243
粗大ごみ			7	粗大ごみ			6
その他ごみ			82	その他ごみ			81



(3) 処理施設の整備

ア 一般廃棄物処理施設

(2)の処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	ごみ焼却施設	島後清掃センター基幹的設備改良事業	25t/日	島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯の山1-2	R2～R4

※ 現有処理施設の概要を添付（市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの）

(整備理由)

島後清掃センターは供用開始から約25年が経過し、経年的な老朽化が進行している。そこで、長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良工事を実施する。

なお、この基幹的設備改良工事を実施することにより、施設の延命化を図るとともに、二酸化炭素排出量を5%以上削減する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)のアの施設整備に先立ち、表4に示す計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	島後清掃センター基幹的設備改良工事に係る長寿命化総合計画策定業務	長寿命化総合計画の策定	R1
32	島後清掃センター基幹的設備改良工事に係る発注支援業務	発注仕様書の作成（性能発注における設計）	R1
33	島後清掃センターごみ受入ピット建築設計業務	地質調査及び建築設計等	R2

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄の対策

環境モニター事業により、現状、把握している不法投棄物を計画的に回収、処分していく。
また、不法投棄物に対して、地域や警察などの関係機関と連携し、迅速な撤去を行い、不法投棄物の撤去の体制を整える。さらに、不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや監視カメラの活用等監視体制を強化していく。

イ 適正処理困難物の対策

適正処理困難物は、焼却困難、最終処分困難、危険性(引火・爆発性・病原性・有害・有毒等)、作業場の困難性(大きさ・重さ)等の性質を有しているものであり、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、町民、事業者が適切に処分することができるように検討を進めていく。

ウ 在宅医療廃棄物の処理体制

高齢化社会等により、在宅医療に伴って発生する医療廃棄物について、処理実態を把握し、医療機関等と連携を図りながら、適正な処理体制の確立を図っていく。

エ 超高齢化社会に対応するごみ処理体制の推進

高齢者及び障がい者等にとって、ごみ出しや複雑化するごみの分別は困難性が高いため、本町では関係機関、収集運搬業者、ボランティア団体等との連携を図り、超高齢社会に対応するごみ処理体制の構築に向けて検討していく。

オ 海岸漂着ごみについて

本町には、毎年、208t程度(直近3年間の平均)の海岸漂着ごみが漂着しており、大半の海岸漂着ごみを島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分していることから、海岸漂着ごみが最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっていると考えられる。

島後一般廃棄物最終処分場は、前述したとおり、残余容量がひっ迫しており、今後もこれまでと同様に海岸漂着ごみを埋立処分することは、財政面等から難しいと考えている。

また、今後、整備を進める次期最終処分場も有限のものであるため、海岸漂着ごみの処理・処分については、島外搬出を行い、処理・処分することを検討していく。

カ 最終処分場の安定的な確保

最終処分場は、整備する際に地域住民の合意が得られにくく、新規建設は極めて難しい状況にある。また、既存の最終処分場を長期的に使用することにより、財政負担の軽減を図ることにつながることから、今後も継続して、ごみの発生抑制や資源化等に取り組んでいき、最終処分量の削減を図っていく。また、本町では大半の海岸漂着ごみを最終処分場で処分しており、これも最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっており、今後、島外搬出・処理することも検討していく。

キ 災害廃棄物処理計画の策定

近年、全国各地で地震・大雨等の被害によって、多量、多種にわたる災害廃棄物が発生している。災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に発生した廃棄物を処理することが必要であるため、今後、災害発生時の対応について、総合的な計画である災害廃棄物処理計画策定の検討を進めるとともに、近隣の市町村や民間事業所等と広域的な連携強化を図っていく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、島根県及び国と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映し、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

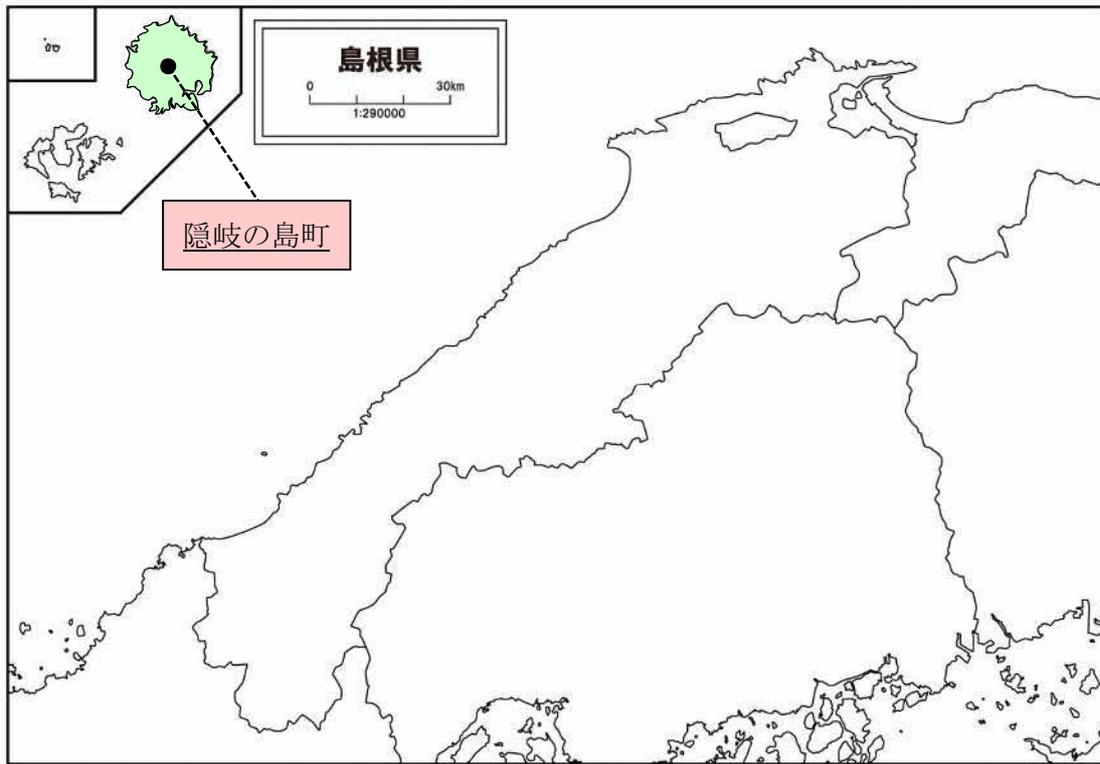
添 付 資 料

<添付資料 1-1> 対象地域図

<添付資料 1-2> 目標の設定に関するグラフ等

<添付資料 1-3> 現有処理施設の概要

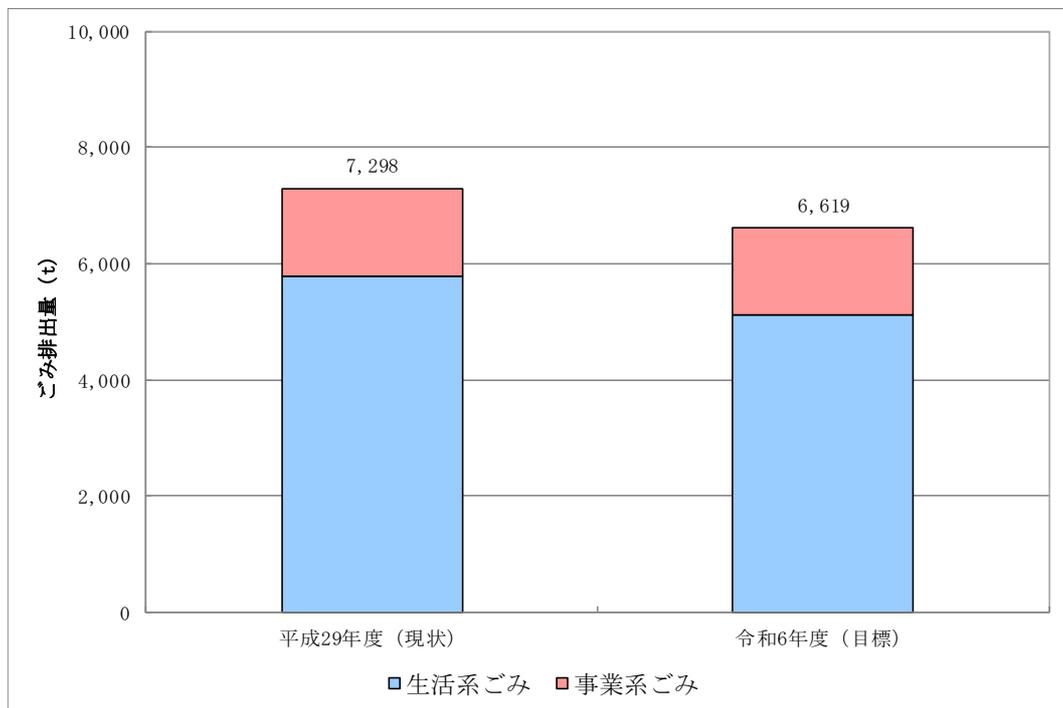
<添付資料 1-1>対象地域図



<添付資料 1-2>目標の設定に関するグラフ等

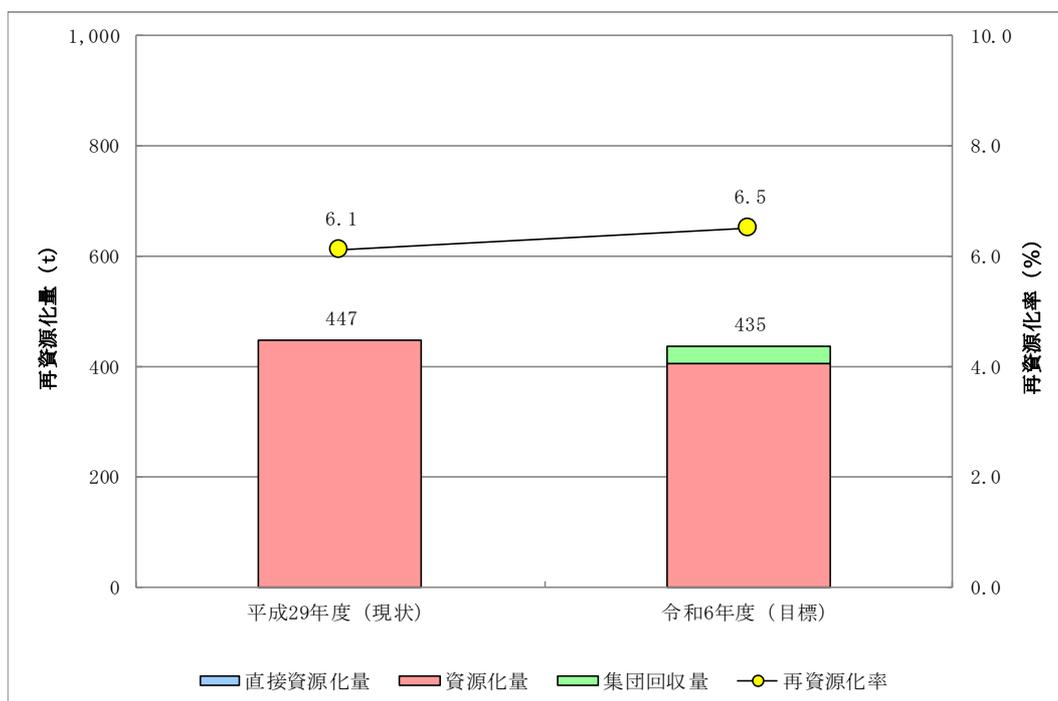
(1) 生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の推移

	単位	平成29年度（現状）	令和6年度（目標）
生活系ごみ	t	5,787	5,125
事業系ごみ	t	1,511	1,494
合計	t	7,298	6,619



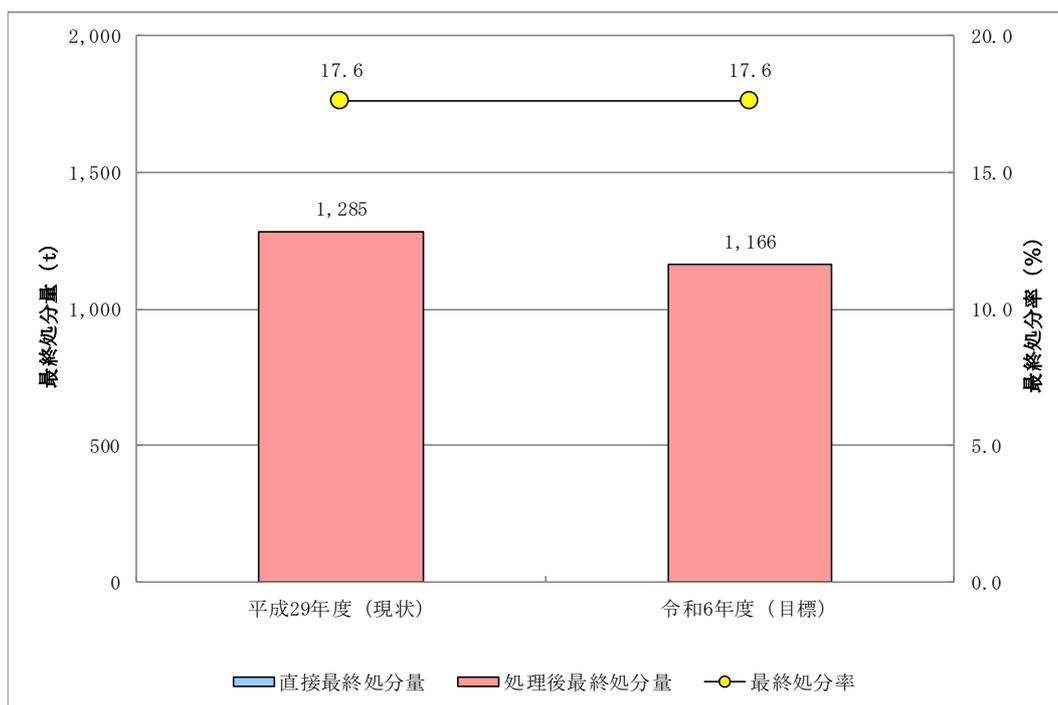
(2) 再資源化量の推移

	単位	平成29年度（現状）	令和6年度（目標）
直接資源化量	t	0	0
資源化量	t	447	405
集団回収量	t	0	30
総資源化量	t	447	435
再資源化率	%	6.1	6.5



(3) 最終処分量の推移

	単位	平成29年度（現状）	令和6年度（目標）
直接最終処分量	t	0	0
処理後最終処分量	t	1,285	1,166
最終処分量	t	1,285	1,166
最終処分率	%	17.6	17.6



<添付資料 1-3> 現有処理施設の概要

本町が管理する一般廃棄物処理施設の概要は次のとおりである。

表 5 現有処理施設概要

区分	名称	供用開始	施設の種類・処理方式	処理能力	処理対象区域
ごみ処理施設	島後清掃センター	H5. 4	機械化バッチ式ストーカ炉	25t/日 (12. 5/8h×2 炉)	本町全域
	島後リサイクルセンター	H13. 10	破碎・選別・圧縮	2. 7t/5h	本町全域

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	島根県 隠岐の島町	(2)地域内人口	14,337 人	(3)地域面積	242.82km ²
(4)構成市町村名	隠岐の島町	(5)地域の要件	人口 面積 沖繩(離島) 奄美 豪雪 山村 半島(過疎) その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 予定設立されていない場合、今後の見通し 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現況					目標	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	令和 6 年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511	1,494	(H29 比 -1.1%)
	1 事業所当たりの年間排出量 (トン/事業所)	1.32	1.49	1.60	1.59	1.41	1.39	(H29 比 -1.4%)
	生活系 総排出量 (トン)	5,576	5,744	5,794	5,851	5,787	5,125	(H29 比 -11.4%)
	1 人当たりの年間排出量 (kg/人)	356.82	373.45	382.68	378.76	379.87	375.45	(H29 比 -1.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計 (トン)	7,174	7,338	7,515	7,554	7,298	6,619	(H29 比 -9.3%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
	総資源化量 (トン)	710	741	531	502	447	435	(6.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	
減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	5,232	5,273	5,761	5,660	5,566	5,048	(76.3%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	1,232	1,324	1,223	1,392	1,285	1,166	(17.6%)

※別添付資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 2-1)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は 休止(予定)年月	解体 (予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	島後清掃センター	隠岐の島町	機械化バッチ式 ストーカ炉	25t/日	H5.4			浸水の恐れなし	
再資源化施設	島後リサイクルセンター	隠岐の島町	破碎・選別・圧縮	2.7t/5h	H13.10			〃	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工 予定年月	更新(改良) ・新設理由	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名称	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	島後清掃センター	隠岐の島町	機械化バッチ式 ストーカ炉	25t/日	H5.4	処理能力の回復、 省エネ、高性能化		浸水の恐れなし	
再資源化施設	島後リサイクルセンター	隠岐の島町	破碎・選別・圧縮	2.7t/5h	該当なし				

添 付 資 料

<添付資料 2-1>

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

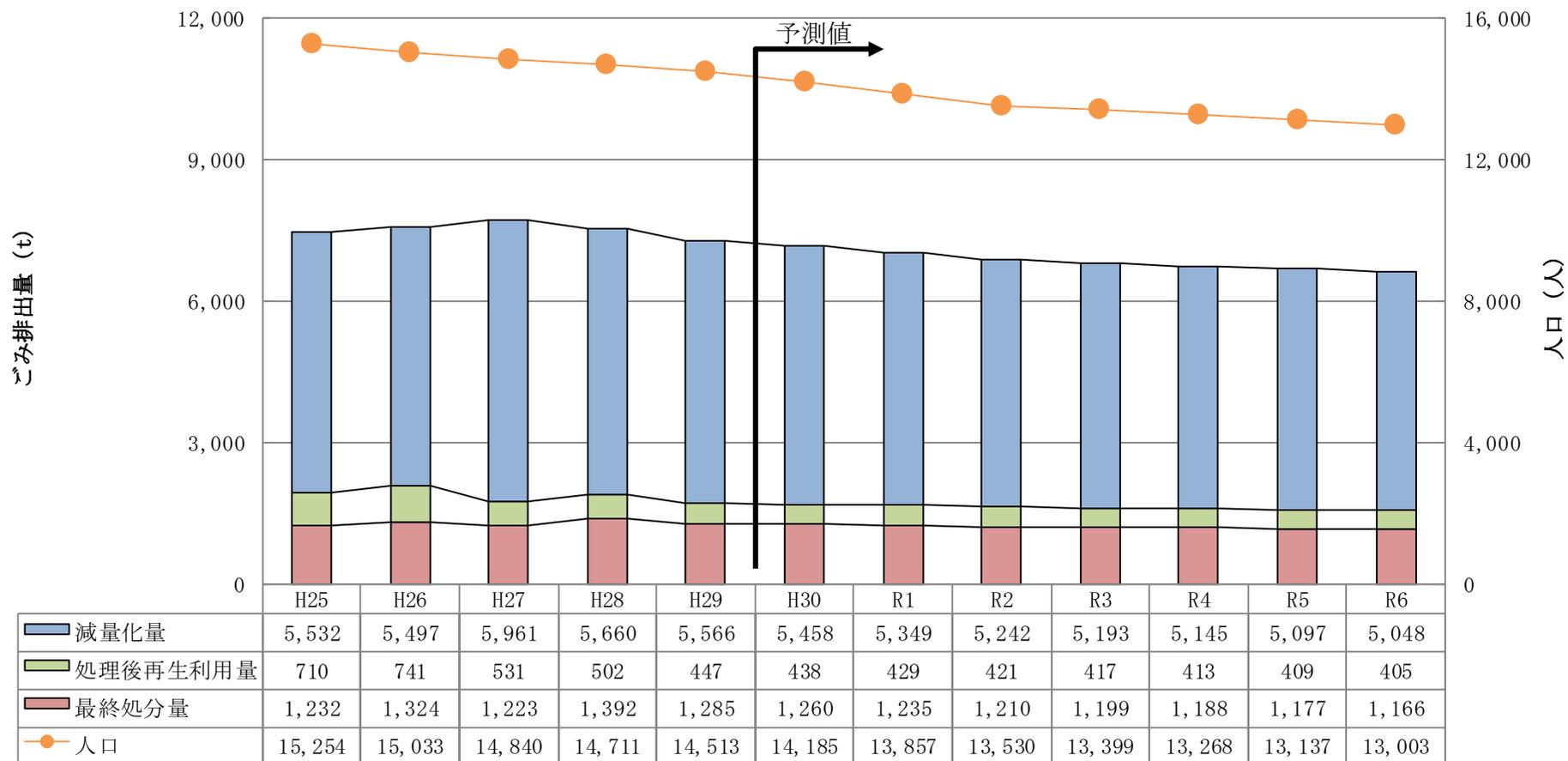
<添付資料 2-2>

施設の現況と予定

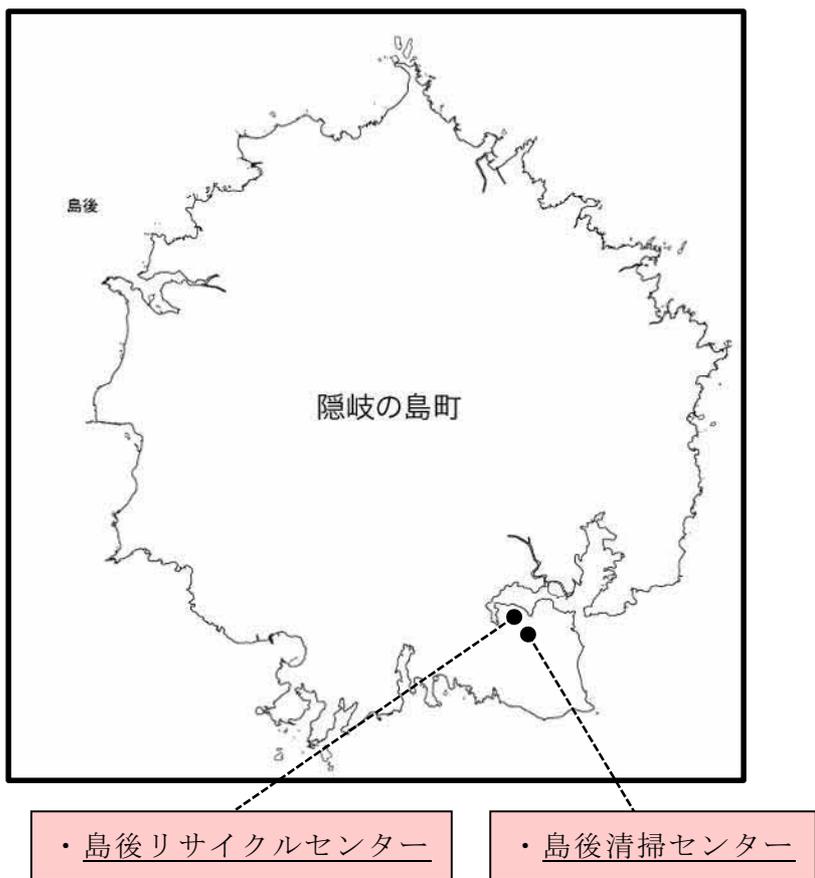
<添付資料 2-3>

施設周辺のハザードマップ

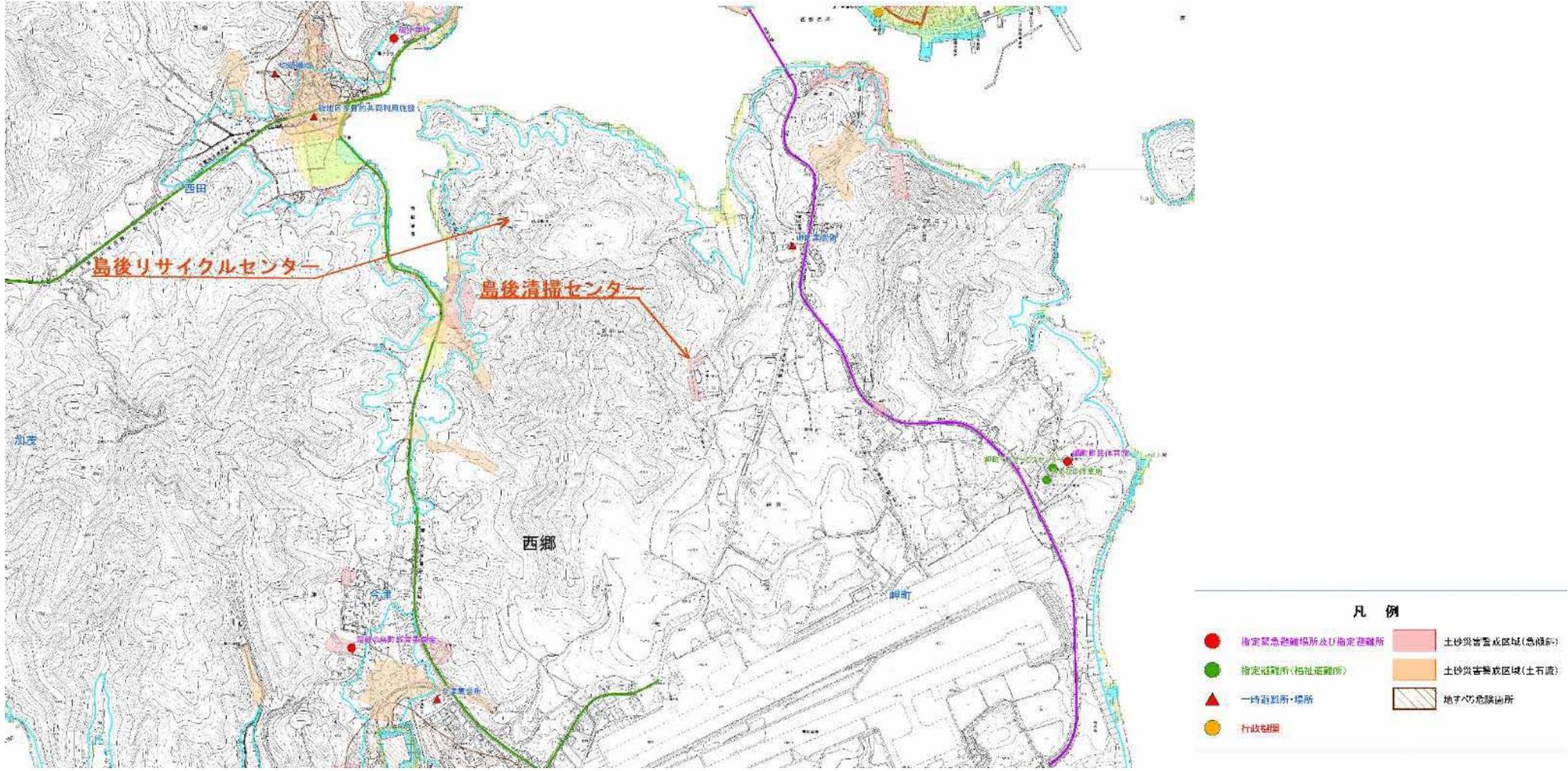
<添付資料 2-1> 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



<添付資料 2-2>施設の現況と予定



＜添付資料 2-3＞施設周辺のハザードマップ



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考				
				単位	開始	終了	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度			
○エネルギー回収型廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業							3,442,539	0	84,590	1,424,448	1,933,501	0	2,317,127	0	66,660	1,016,729	1,233,738	0		
島後清掃センター基幹的設備改良事業	1	隠岐の島町	25	t/日	R2	R4	3,442,539	0	84,590	1,424,448	1,933,501	0	2,317,127	0	66,660	1,016,729	1,233,738	0	工事監理含む	
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業							13,970	13,970	0	0	0	0	13,970	13,970	0	0	0	0	0	
島後清掃センター基幹的設備改良工事に係る長寿命化総合計画策定支援事業	31	隠岐の島町	-	-	R1	R1	13,970	13,970	0	0	0	0	13,970	13,970	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業							33,906	18,040	15,866	0	0	0	30,366	18,040	12,326	0	0	0	0	
島後清掃センター基幹的設備改良工事に係る発注支援事業	32	隠岐の島町	-	-	R1	R1	18,040	18,040	0	0	0	0	18,040	18,040	0	0	0	0	0	
島後清掃センターごみ受入ビット建築設計事業	33	隠岐の島町	-	-	R2	R2	15,866	0	15,866	0	0	0	12,326	0	12,326	0	0	0	0	
合計							3,490,415	32,010	100,456	1,424,448	1,933,501	0	2,361,463	32,010	78,986	1,016,729	1,233,738	0		

※1 事業番号については、計画本文3（3）表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除しても構わない。
 ※4 同一敷地の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象部分のみを行う期間も含む。
 ※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 島根県

(1) 事業主体名	隠岐の島町
(2) 施設名称	島後清掃センター
(3) 工期	令和 2 年度 ～ 令和 4 年度
(4) 施設規模	処理能力 25 t/日
(5) 形式及び処理方式	機械化バッチ式ストーカ式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ <input type="checkbox"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (温水利用) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	余熱利用
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	該当なし
-------------	------

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	該当なし
(11) バイオガスの利用計画	該当なし

(12) 総事業計画額	3,442,539 千円 うち、交付対象事業費 2,317,127 千円
-------------	---

計画支援概要

都道府県名 _____ 島根県

(1)	事業主体名	隠岐の島町
(2)	事業目的	隠岐の島町清掃センターの基幹的設備改良工事のため
(3)	事業名称	島後清掃センターごみ受入ピット建築設計事業
(4)	事業期間	令和2年度
(5)	事業概要	地質調査及び建築設計等
(6)	総事業計画額	15,866 千円
	うち、交付対象事業費	12,326 千円